

2023年6月13日

各位

会社名 株式会社 アイデミー
代表者名 代表取締役執行役員社長 CEO 石川 聡彦
(コード番号: 5577 東証グロース市場)
問合せ先 取締役執行役員 コーポレート本部 本部長 馬場 博明
(TEL 03-6868-0998)

発行価格及び売出価格の決定並びに

オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 発行価格・売出価格 1株につき 金1,050円
- 価格決定の理由等
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(810円~1,050円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
 - 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,050円と決定いたしました。
なお、引受価額は966円と決定いたしました。
- オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 67,500株
- 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
公募による募集株式発行
増加する資本金 24,150,000円(1株につき 483円)
増加する資本準備金 24,150,000円(1株につき 483円)
上場時資本金の額 105,585,000円

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 50,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 400,000株
② オーバーアロットメントによる売出し
当社普通株式 67,500株 |
| (3) 申込期間 | 2023年6月14日(水曜日)から
2023年6月19日(月曜日)まで |
| (4) 払込期日 | 2023年6月21日(水曜日) |
| (5) 株式受渡期日 | 2023年6月22日(木曜日) |

2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である石川聡彦並びに当社株主(新株予約権者を含む。)であるダイキン工業株式会社、日本ゼオン株式会社、伊藤浩介、馬場博明、河野英太郎、清水俊博、木之内毅、椎木茂、浅本侑樹、佐々木響、若松典子、藤山紗希、登坂直矢、鈴木智行、田村享史、清水政彦、本石麻衣子、堂田文明、木内康行他11名は、みずほ証券株式会社及び株式会社SBI証券(以下「共同主幹事会社」と総称する。)に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2023年12月18日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得することを除く。)等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるUTEC4号投資事業有限責任組合及びSkyland Ventures2号投資事業有限責任組合、当社株主(新株予約権者を含む。)であるDCIベンチャー成長支援投資事業有限責任組合、株式会社テクノプロ、玉谷修造、中川綾太郎、協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合、千葉道場2号投資事業有限責任組合、千葉道場1号投資事業有限責任組合、金田喜人、Skyland Ventures3号投資事業有限責任組合及び金山靖昌は、共同主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2023年9月19日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。)等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2023年12月18日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、公募による募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記の他、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。